

平成28年度がん検診啓発事業業務委託仕様書（案）

- 1 委託業務の名称
平成28年度がん検診啓発事業業務
- 2 委託期間
契約締結の日から平成29年3月10日まで
- 3 委託業務の目的
子宮頸がん検診推奨年齢の20歳代前半の女性を対象に「美」と「がん検診」をキーワードにした講演会を開催することにより、子宮頸がんに関する正しい知識の普及を図り、さらには受診行動につなげることを目的とする。また、講演内容等を記載した冊子の作成もしくは情報誌への掲載により、より広く啓発を行う。
- 4 委託業務項目
 - (1) AER5階多目的ホールにおける、若年女性向けがん検診啓発講演会の実施
 - (2) 講演会実施前の広報の実施
 - (3) 講演会内容等を記載した若年女性向け冊子の作成もしくは、情報紙への掲載
- 5 委託業務内容
 - (1) 若年女性向けがん検診啓発講演会の実施（回数：1回）
 - イ 日時
平成29年1月27日（金）午後1時から午後10時まで（準備等含む）
 - ロ 場所
AER5階多目的ホール
 - ハ 必要な機材（備品、音響・照明機材、看板等）を調達し、当日の会場設営（準備及び撤収を含む）を行うこと。
 - ニ ステージ会場の進行を行うコーディネーターを配置すること。
 - ホ 女性タレントを招聘すること。（子宮頸がんに関する専門家については、発注者において調整する。）
 - (2) 講演会実施前の広報の実施
参加者の募集のため、事前申込書を作成すること。
 - (3) 講演会内容等を記載した若年女性向け冊子の作成もしくは情報紙への掲載
県が提供する原稿を基に、若年女性向け冊子の編集及び制作もしくは情報紙への掲載を行うこと。
- 6 業務計画書及び業務完了報告書の提出
 - (1) 受注者は、業務実施前に業務計画を定め、業務計画書及び予算書を委託者に提出すること。
 - (2) 受注者は、本業務が終了した後、速やかに業務完了報告書、業務実施報告書及び業務委託金精算書を委託者に提出すること。
 - (3) 委託者は必要に応じて、業務実施状況の報告を求められるものとする。
- 7 成果の帰属
本業務により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。

8 経費

がん検診啓発事業業務の実施に必要とする全ての経費を委託金より支払うこと。

9 その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。
- (2) 本業務の遂行においては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から下記の事項を遵守するものとする。
 - イ 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。
 - ロ 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等廃棄物の発生抑制に努めること。
 - ハ リサイクルボックスを設置する等リサイクルを推進すること。
 - ニ 車両を使用する場合、交通ルールを守る、免許証の携帯を確認する等安全運転を徹底すること。適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止等エコドライブを徹底すること。
 - ホ 印刷物作成に当たっては、コンパクト化し、宮城県グリーン購入の推進に関する計画の判断基準を満たすこと。